

加入者専用サービス

「ほっとあんしんコール」

相談料・通話料 無料

皆さまの健康や介護などに関する心配・疑問にお答えします。
加入していただいた皆さまを対象に「ほっとあんしんコール」を開設しています。

電話相談サービス

医師・看護師による健康・育児相談 ①病気や症状に関するご相談 ②生活習慣病の予防など健康増進に関するご相談 ③応急手当、ホームケアの方法に関するご相談 ④診療科目の選択や医師への相談のしかたに関するご相談 ⑤子どもの発育や育児などに関するご相談	24時間365日	社会保険労務士による年金相談 年金に関する一般的なご相談	週3回(予約制)
ケアマネジャーによる介護相談 ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するご相談	24時間365日	税理士による税務相談 相続・贈与や確定申告など税務に関する一般的なご相談	週1回(予約制)
弁護士による法律相談 相続・遺言や土地・建物など法律に関する一般的なご相談	24時間365日	介護施設情報 ご希望地域の介護事業所などをお調べする情報提供 (介護施設の直接紹介は行いません)	24時間365日

電話による情報提供サービス

全国の医療機関情報 ご希望地域の病院や診療所をお調べする情報提供 (医療機関の直接紹介や医療診断は行いません)	24時間365日
--	----------

※「ほっとあんしんコール」受付電話番号は、契約引受後にご案内します。

2023年5月
スタート!!



安心の保障と生活応援であなたの暮らしを支える

こくみん Lif サポート



安心の保障と組合員の皆さまの暮らしにお役立ていただけるサービスが満載。概要はこちらから▲

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資金が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資金をお願いしています)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済

終身 生命プラン

定期 生命プラン

大切なご家族のために。万が一にしっかり備えられる遺族保障。



共済はみんなで“たすけあう”仕組み
「こんな保障があったらいいな」
そんな組合員の声から生まれた保障です。

公式キャラクター
ビットくん

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済 <全労済>

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

本リーフレットをお読みいただくにあたって



日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

このたびは「せいめい共済」の資料請求をいただきまして、ありがとうございます。お手元の「せいめい共済」のリーフレットは、こくみん共済 coop 発行のリーフレットです。JP共済生協はこくみん共済 coop の共済代理店として、「せいめい共済」の取り扱いをしております。

JP共済生協では制度の取り扱いにおいて、リーフレットに記載の中で一部取り扱いが異なる点があります。個人情報の取り扱いや出資金の取り扱いについては、JP共済生協の取り扱いに準じますので、本チラシの記載事項についてもリーフレットとあわせてご確認くださいようお願いいたします。

JP共済生協では取り扱いが異なるもの

①「こくみん Life サポート」について(P.1、裏表紙)

JP共済生協では「こくみん Life サポート」の取扱いはございませんのでご注意ください。

②「終身生命プラン 介護タイプ」について(P.2~4)

JP共済生協では「終身生命プラン 介護タイプ」の取扱いはございませんのでご注意ください。

③せいめい共済の掛金試算について(P.7)

「定期生命プラン」の掛金については、JP共済生協のホームページに掛金表を掲載しておりますので、リーフレット・チラシに記載以外の掛金についてはそちらもあわせてご確認ください。

※掛金の試算はリーフレットP.7に記載の通り、こくみん共済 coop のホームページでも行なっていただく事ができますが、ダウンロードした申込書についてはご使用いただけませんのでご注意ください。

「定期生命プラン」にて満期金をお申し込みの際の注意点

満期金のお申込み(P.5)にあたり、契約者(組合員)の本人確認書類として、以下のいずれか1つの写し(コピー)のご提出をお願いします。なお、ご提出いただいた書類は、ご返却できかねますのでご了承ください。


- 運転免許証 ○運転経歴証明書 ○在留カード ○特別永住者証明書 ○パスポート
- 健康保険証 ○印鑑登録証明書 ○戸籍謄本・抄本 ○住民票の写し ○住民票記載事項証明書
- 上記のほか、官公庁発行書類等で氏名・住所・生年月日の記載があるもの

※両面ある書類は、両面の写し(コピー)のご提出をお願いします。

※国際的な脱税および租税地回避に対処することを目的とした「共通報告基準(CRS)」および「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」にもとづき、本人確認がもとめられることから、ご提出をお願いしています。

「せいめい共済」ご契約に関するお問い合わせ先

ポスライフサービスセンター

 0120-562-105


受付時間 平日9:30~17:30

(土・日・祝日・年末年始は除く)

ホームページ: <https://www.postlife.or.jp>



共済金のご請求に関して こくみん共済 coop 共済金センター

 0120-580-699

受付時間 平日9:00~18:00 土曜日9:00~17:00

(日・祝日・年末年始は除く)

ホームページ: <https://www.zenrosai.coop>

※ホームページからのお問い合わせもご利用ください。

せいめい共済 ご契約のてびき(P.8~)の記載事項について

JP共済生協を通じて「せいめい共済」をご利用いただくには、JP共済生協組合員となることで加入いただけます。ご契約のてびき(P.8~)に記載の契約概要①「契約者について」ならびに、注意喚起情報⑱「お客さまに関する個人情報」の取り扱いについて「および、「組合員について」・「新しく組合員になられる方へ(出資金について)」につきましては、JP共済生協の取り扱いに準じますので、ご確認ください。



組合員について・新しく組合員になられる方へ(出資金について) →P.18、裏表紙

JP共済生協は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。

生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、郵政関連企業で勤務されている方で、出資金をお支払いいただければどなたでもJP共済生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(100円)をお願いしています。

なお、すべてのご契約が解約または失効となり、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかにJP共済生協へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、2年以上事業を利用されず、住所や連絡先の変更手続きをいただいていない場合は、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただくことがございますのでご注意ください。

1. 組合員の資格

(1) 郵政関連企業に勤務する方は、JP共済生協の組合員となることができます。

(2) 郵政関連企業に勤務していた方で、JP共済生協の事業を利用することを適当とする方は、JP共済生協の承認を受けて、JP共済生協の組合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をJP共済生協に届け出てください。

3. 自由脱退

(1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにJP共済生協に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。

(注1) JP共済生協の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日です。

(注2) 出資金は、脱退した後に払戻します。

(注3) 脱退の予告にあたっては、JP共済生協の定める書類による手続きが必要です。

(2) JP共済生協は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとします。

(3) 第2項の規定により脱退の予告があったとみなそうとするときは、JP共済生協は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告を行います。

(4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとします。

4. 法定脱退

組合員は、次の(1)から(3)までのいずれかの事由によって脱退します。

(1) 組合員たる資格の喪失(郵政関連企業を退職したとき等)

(2) 死亡

(3) 除名

(注)(1)(2)の場合、JP共済生協の定める書類による手続きが必要です。

5. 除名

JP共済生協は、組合員が次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができます。

(1) 1年間JP共済生協の事業を利用しないとき。

(2) JP共済生協の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき。

6. 出資1口の金額およびその払込み方法

出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとします。

7. 脱退組合員の払戻し請求権

脱退した組合員は、その払込済出資額の払戻しをJP共済生協に請求することができます。

(注) 出資金の払戻請求を脱退した時から2年間行わなかった場合は、その請求権は時効によって消滅します(消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)第23条)。

8. その他注意事項

(1) 出資金の払戻しは、組合員または相続人名義の口座に送金します。

(2) 共済証書の送付等、当生協からの書類の送付は、普通郵便とします。

組合員・お客さまに関する個人情報および特定個人情報の取り扱いについて

JP共済生協は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、組合員・お客さまに各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまからお預かりした情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金のお支払いなどを含む共済契約の判断に関する業務や、JP共済生協の事業、各種共済商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまからお預かりした情報は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)等の関係法令に則り、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めます。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、JP共済生協ホームページ(<https://www.postlife.or.jp>)をご参照ください。

年払掛金表

共済期間10年

満期金	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
プラスする年掛金	9,764	19,528	29,292	39,056	48,820

男性	加入年齢 (満)	女性
定期生命プラン 死亡共済金：1,000万円 共済期間：10年		定期生命プラン 死亡共済金：1,000万円 共済期間：10年
—	0～14歳	—
10,700	15歳	8,700
11,200	16歳	8,700
11,600	17歳	8,800
12,000	18歳	8,900
12,300	19歳	9,100
12,600	20歳	9,300
12,800	21歳	9,400
12,900	22歳	9,600
13,100	23歳	9,700
13,200	24歳	9,900
13,400	25歳	10,200
13,600	26歳	10,400
13,800	27歳	10,700
14,200	28歳	11,100
14,600	29歳	11,500
15,100	30歳	11,900
15,800	31歳	12,300
16,500	32歳	12,700
17,300	33歳	13,300
18,200	34歳	13,900
19,300	35歳	14,500
20,500	36歳	15,300
21,800	37歳	16,000
23,300	38歳	16,900
24,900	39歳	17,800
26,700	40歳	18,900
28,700	41歳	20,100
30,900	42歳	21,400
33,300	43歳	22,900
36,000	44歳	24,500
38,900	45歳	26,200
42,300	46歳	28,100
46,200	47歳	30,200
50,500	48歳	32,500
55,200	49歳	34,800
60,500	50歳	37,300
66,500	51歳	39,900
73,300	52歳	42,700
80,900	53歳	45,700
89,400	54歳	49,000
98,700	55歳	52,500
109,000	56歳	56,100
120,000	57歳	60,000
131,800	58歳	64,200
144,500	59歳	68,900
158,000	60歳	74,100
—	61～70歳	—

半年払掛金表

共済期間10年

満期金	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
プラスする半年掛金	4,891	9,782	14,673	19,564	24,455

男性	加入年齢 (満)	女性
定期生命プラン 死亡共済金：1,000万円 共済期間：10年		定期生命プラン 死亡共済金：1,000万円 共済期間：10年
—		—
5,600	0～14歳	4,500
5,800	15歳	4,600
6,100	16歳	4,600
6,200	17歳	4,700
6,400	18歳	4,800
6,500	19歳	4,800
6,600	20歳	4,900
6,700	21歳	5,000
6,800	22歳	5,100
6,800	23歳	5,200
6,900	24歳	5,300
7,100	25歳	5,500
7,200	26歳	5,600
7,400	27歳	5,800
7,600	28歳	6,000
7,800	29歳	6,200
8,200	30歳	6,400
8,500	31歳	6,600
8,900	32歳	6,900
9,400	33歳	7,200
10,000	34歳	7,500
10,600	35歳	7,900
11,200	36歳	8,300
12,000	37歳	8,700
12,800	38歳	9,200
13,700	39歳	9,700
14,700	40歳	10,300
15,800	41歳	11,000
17,100	42歳	11,800
18,400	43歳	12,600
19,900	44歳	13,500
21,600	45歳	14,400
23,600	46歳	15,500
25,800	47歳	16,600
28,200	48歳	17,800
30,900	49歳	19,100
33,900	50歳	20,400
37,400	51歳	21,800
41,200	52歳	23,400
45,500	53歳	25,000
50,300	54歳	26,800
55,500	55歳	28,600
61,100	56歳	30,600
67,100	57歳	32,800
73,500	58歳	35,200
80,400	59歳	37,800
—	60歳	—
—	61～70歳	—

せいめい共済の安心のポイント

1 万ーにしっかり備えられる遺族保障

万ーのときに備えて、まとまったお金が受け取れます。
保障期間が一生涯の「終身生命プラン」と
一定期間を保障する「定期生命プラン」の2種類があります。

2 保障は一生涯、万ーにも安心の 終身 生命プラン

更新による掛金のアップはありません。
『基本タイプ』と『介護タイプ』からお選びいただけます。

3 家計にやさしい掛金でしっかり備える 定期 生命プラン

ライフステージの変化に応じて保障の見直しができ、
万ーのときの備えとして最大3,000万円まで受け取れます。
ニーズにあわせて、**満期金をつけることもできます。**

4 加入者専用サービス「ほっとあんしんコール」をご利用いただけます (相談料・通話料無料)

医師・看護師による健康・育児に関する相談のほか、
介護、税務、年金などの一般的なご相談に専門家がお答えする
電話相談サービスをご利用いただけます。

※「ほっとあんしんコール」について詳しくは裏表紙をご覧ください。

こくみん共済 coop ならではの安心

こくみん Lifeサポート

一人一人にあった保障選びをサポート

お得・便利なサービスが満載!

あなたの暮らしに欲しいサービスがきっと見つかる!!

サービスの種類は
約**18万!**

毎日のヘルスケア

住まいの修理
リフォーム

グルメ・レジャー
優待

カーメンテナンス

ライフイベントで
使えるサービス

詳しくはこちら

※「こくみん Lifeサポート」は、こくみん共済 coop の組合員の方がご利用いただけるサービスです (一部を除く)。

備えるべき保障額の目安、ご存じですか?

葬儀費用・生活費 万ーのときに発生する費用の目安

葬儀費用の全国平均額 (*1)
(葬儀全体にかかった費用の全国平均)
約196万円

・平均はあくまでも単純平均です。
・葬儀の規模・会葬者の人数など、個々の状況を把握した金額ではありません。

生活費の目安 (*2)
(二人以上の世帯の10年分の生活費)
約3,348万円

・基本生活費は、日常的な衣食住をまかなうもの (最低でも確保したい額) として、「現在の世帯収入」の60%程度を目安とします。

(*1) 一般財団法人日本消費者協会「第11回葬儀についてのアンケート調査」報告書 (平成29年)
(*2) 総務省統計局「家計調査年報 (家計収支編) 2021年 (令和3年) 家計の概要」を参考に設定。

●万ーの保障は、遺されたご家族が困らないよう備える“遺族保障”のため、扶養の有無などで備えておきたい金額は異なります。
当会ホームページ「やさしい保障プランニング」のシミュレーションで保障の目安を確認することができます。

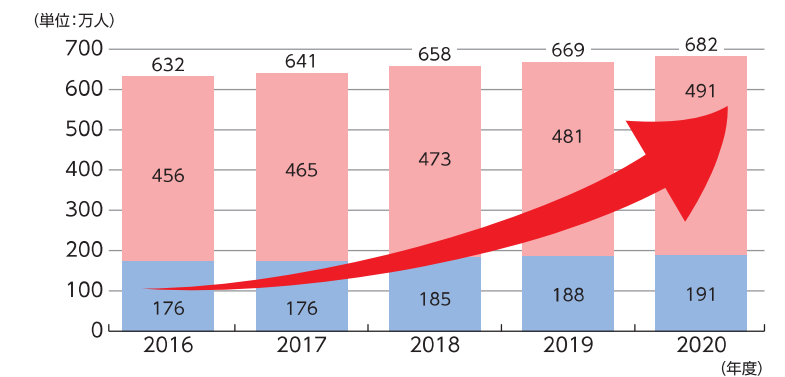


介護費用

●介護は身近なリスク
介護を受ける人口は年々、増加しています。

65歳以上の
約**5.3人に1人**
が
要介護・要支援認定者 (*3)

要介護・要支援認定者の推移 (*3) (注: 各年度末の認定者数) ■要支援 ■要介護



(*3) 「介護保険事業状況報告 (年報) / 厚生労働省 / 平成28年度～令和2年度」, 「令和2年国勢調査結果 / 総務省統計局」から作成。

●介護に備えておきたい金額の目安

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{備えておきたい} \\ \text{金額の目安 (*4)} \\ \hline \mathbf{581.1 \text{万円}} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{一時的な費用の} \\ \text{平均} \\ \hline \mathbf{74 \text{万円}} \\ \hline \text{住宅改造や介護ベッド購入など} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{毎月の費用の} \\ \text{平均} \\ \hline \mathbf{8.3 \text{万円}} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{介護期間の} \\ \text{平均} \\ \hline \mathbf{61.1 \text{ヵ月}} \\ \hline \end{array}$$

(*4) 公益財団法人 生命保険文化センター 「2021 (令和3) 年度 生命保険に関する全国実態調査」

「終身生命プラン」の場合、**万ーのときの死亡・重度の障がいのほか、介護が必要になった際に、共済金が一括で受け取れる介護タイプもお選びいただけます。**

WEBで簡単!!

ホームページから「掛金試算」や「お申込書類の作成」が簡単にできます。

(詳しくはP7をご覧ください)

スマートフォン等の場合



こちらからアクセス

終身 生命プラン

遺されたご家族を守る遺族保障。
安心が一生続きます。

〈加入年齢〉満0歳～満70歳
(ただし、短期払の場合は満0歳～満65歳)
〈共済期間〉終身
〈掛金払込期間〉短期払(70歳まで)/終身払/一時払

200万円～2,000万円まで100万円単位で選べます。
(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)

基本タイプ

(死亡共済金 500万円の場合)

万一の死亡・重度の障がいに備えられるシンプルな保障。

死亡・重度の障がいが残ったとき
〈死亡共済金〉〈重度障害共済金〉

交通事故・不慮の事故・病気等

500万円

災害特約、災害死亡特約*1を付帯することもできます。
詳しくは、当会までお問い合わせください。

介護タイプ

(死亡共済金 500万円の場合)

死亡・重度の障がいに加えて、もしもの介護状態にも備えられる保障。

要介護状態になったとき
〈介護一時金〉

公的介護保険制度の要介護2以上

500万円

死亡・重度の障がいが残ったとき
〈死亡共済金〉〈重度障害共済金〉

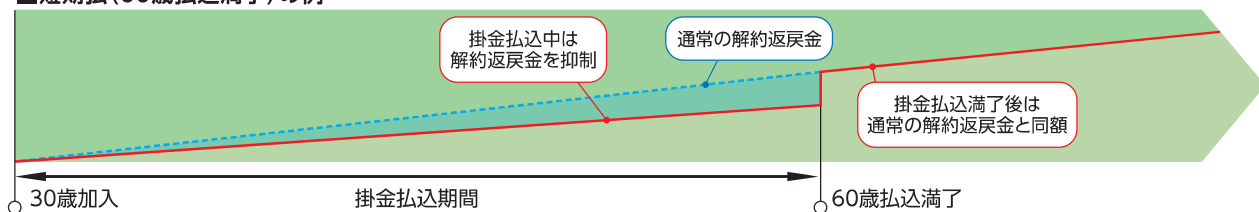
交通事故・不慮の事故・病気等

災害特約、災害死亡特約*1を付帯することもできます。
詳しくは、当会までお問い合わせください。

！終身生命プランは「低解約返戻金型」の商品です。

「低解約返戻金型」:掛金払込期間中の解約返戻金を抑えることで、掛金を割安にした商品です。

■短期払(60歳払込満了)の例



※終身払の場合は、一生にわたって低解約返戻金期間が続きます。
※解約返戻金の額は、掛金払込期間、加入経過年数などによって異なります。

〈リビングニーズ特則〉が利用できます。余命6ヵ月と診断されたとき、「死亡共済金」に替えて、「リビングニーズ共済金」を請求できます。

*1「災害特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がい、重度障がいにならない障がいの保障です。「災害死亡特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がいの保障です。

■不慮の事故で所定の障がいの状態になったとき、以後の掛金はいただきません。

ご契約の際は、P8～18「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

月払掛金表

年齢があがっても、ご契約時の掛金額から一生涯上がりません。

※加入年齢は契約の発効日(保障開始日)時点の満年齢となります。

※ここに記載されている以外の保障額・払込期間をご希望の方や、月払い以外の払込方法をご希望の方は、当会までお問い合わせください。

男性				女性			
終身生命プラン				終身生命プラン			
基本タイプ		介護タイプ		基本タイプ		介護タイプ	
死亡共済金: 500万円				死亡共済金: 500万円			
短期払(65歳払済)	終身払	短期払(65歳払済)	終身払	短期払(65歳払済)	終身払	短期払(65歳払済)	終身払
—	5,000	—	5,500	0歳	—	4,550	5,250
—	5,050	—	5,550	1歳	—	4,600	5,350
—	5,100	—	5,650	2歳	—	4,650	5,400
—	5,200	—	5,750	3歳	—	4,700	5,500
—	5,250	—	5,800	4歳	—	4,750	5,550
—	5,350	—	5,900	5歳	—	4,850	5,650
—	5,400	—	6,000	6歳	—	4,900	5,700
—	5,500	—	6,100	7歳	—	4,950	5,800
—	5,550	—	6,150	8歳	—	5,000	5,900
—	5,650	—	6,250	9歳	—	5,100	6,000
—	5,750	—	6,350	10歳	—	5,150	6,050
—	5,800	—	6,450	11歳	—	5,250	6,150
—	5,900	—	6,600	12歳	—	5,300	6,250
—	6,000	—	6,700	13歳	—	5,350	6,350
—	6,100	—	6,800	14歳	—	5,450	6,450
—	6,200	—	6,900	15歳	—	5,550	6,600
—	6,300	—	7,050	16歳	—	5,600	6,700
—	6,400	—	7,150	17歳	—	5,700	6,800
—	6,500	—	7,300	18歳	—	5,800	6,900
—	6,600	—	7,450	19歳	—	5,850	7,050
—	6,700	—	7,550	20歳	—	5,950	7,150
—	6,850	—	7,700	21歳	—	6,050	7,300
—	6,950	—	7,850	22歳	—	6,150	7,450
—	7,100	—	8,000	23歳	—	6,250	7,550
—	7,200	—	8,150	24歳	—	6,350	7,700
10,150	7,350	10,750	8,350	25歳	9,850	6,450	7,850
10,450	7,500	11,050	8,500	26歳	10,100	6,550	8,000
10,750	7,650	11,350	8,650	27歳	10,350	6,700	8,150
11,050	7,750	11,700	8,850	28歳	10,650	6,800	8,350
11,350	7,950	12,000	9,050	29歳	11,000	6,900	8,500
11,700	8,100	12,350	9,250	30歳	11,300	7,050	8,700
12,050	8,250	12,750	9,450	31歳	11,650	7,150	8,850
12,450	8,450	13,150	9,650	32歳	12,050	7,300	9,050
12,850	8,600	13,600	9,850	33歳	12,400	7,450	9,250
13,300	8,800	14,050	10,100	34歳	12,850	7,600	9,450
13,750	9,000	14,500	10,300	35歳	13,300	7,750	9,650
14,250	9,200	15,050	10,550	36歳	13,750	7,900	9,850
14,800	9,400	15,600	10,850	37歳	14,250	8,050	10,100
15,350	9,650	16,200	11,100	38歳	14,800	8,200	10,350
16,000	9,850	16,850	11,400	39歳	15,400	8,400	10,600
16,650	10,100	17,500	11,700	40歳	16,050	8,550	10,850
17,350	10,350	18,250	12,000	41歳	16,750	8,750	11,150
18,150	10,600	19,050	12,350	42歳	17,500	8,950	11,400
19,000	10,900	19,950	12,650	43歳	18,300	9,150	11,700
19,950	11,200	20,950	13,050	44歳	19,200	9,350	12,050
20,950	11,500	22,000	13,400	45歳	20,200	9,550	12,400
22,100	11,800	23,150	13,800	46歳	21,300	9,800	12,750
23,350	12,150	24,450	14,250	47歳	22,500	10,050	13,100
24,750	12,500	25,900	14,700	48歳	23,850	10,300	13,500
26,350	12,850	27,550	15,150	49歳	25,400	10,550	13,900
28,100	13,250	29,400	15,650	50歳	27,100	10,800	14,350
30,150	13,650	31,500	16,200	51歳	29,050	11,100	14,850
32,500	14,100	33,900	16,750	52歳	31,350	11,400	15,350
35,250	14,550	36,750	17,350	53歳	33,950	11,700	15,900
38,500	15,000	40,050	18,000	54歳	37,100	12,050	16,450
42,350	15,550	44,000	18,650	55歳	40,850	12,400	17,050
47,050	16,050	48,850	19,400	56歳	45,400	12,750	17,700
52,950	16,650	54,850	20,150	57歳	51,100	13,150	18,400
60,450	17,250	62,600	20,950	58歳	58,400	13,550	19,150
70,500	17,900	72,850	21,850	59歳	68,200	13,950	19,950
84,500	18,550	87,150	22,800	60歳	81,850	14,400	20,850
—	19,300	—	23,800	61歳	—	14,900	21,800
—	20,050	—	24,900	62歳	—	15,400	22,850
—	20,900	—	26,050	63歳	—	15,950	24,000
—	21,750	—	27,350	64歳	—	16,500	25,250
—	22,700	—	28,700	65歳	—	17,100	26,550
—	23,700	—	30,200	66歳	—	17,750	28,050
—	24,750	—	31,850	67歳	—	18,450	29,650
—	25,950	—	33,650	68歳	—	19,200	31,450
—	27,200	—	35,650	69歳	—	20,050	33,400
—	28,550	—	37,800	70歳	—	20,900	35,550

当会のホームページで保障内容の確認と掛金試算ができます。詳しくはP7へ

定期 生命プラン

ライフステージごとに、
安心を見直せる遺族保障です。

〈加入年齢〉満0歳～満70歳
〈共済期間〉5年または10年
(最高満80歳の契約満了日まで)

100万円～3,000万円まで100万円単位で選べます。
(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)
※満0～14歳・満61～70歳の方の加入限度額は死亡共済金500万円となります。

死亡共済金
1,000万円の場合

死亡・重度の障がい
が残ったとき
〈死亡共済金〉 〈重度障害共済金〉

交通事故・不慮の事故・
病気等

1,000万円

災害特約、災害死亡特約*1を付帯することもできます。
詳しくは、当会までお問い合わせください。



さらにプラス! 満期金をつけることができます。

満期金 10万円～500万円 ライフプランに合わせて、10万円単位で選べます。

- 死亡共済金と同額以下となります。
- 共済期間中に死亡または重度の障がいになられた場合は、満期金のために積み立てられた金額を「累加死亡共済金・累加重度障害共済金」としてお支払いします。

〈リビングニーズ特則〉が利用できます。余命6ヵ月と診断されたとき、「死亡共済金」に替えて、「リビングニーズ共済金」を請求できます。

*1「災害特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がい、重度障がいにならない障がいの保障です。「災害死亡特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がいの保障です。

ご契約の際は、P8～18「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

死亡共済金受取人の指定ができます。

事前のお手続きにより、死亡共済金受取人をご指定いただけます。特段のお申し出がなく、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合には、当会が定めた死亡共済金受取人の順位に従い、死亡共済金をお支払いします。

【死亡共済金受取人に指定できる方】

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 など

*詳しくは、ご契約のてびきP10「共済金受取人について」をご確認ください。

死亡共済金受取人を指定する場合には、別途お手続きが必要となります。詳しくは、当会までお問い合わせください。

月払掛金表

満期金掛金表

(定期生命プランにのみプラスできます)
下の月払掛金表に右の月掛金を
足した金額が月々の掛金となります。

満期金	共済期間10年				
	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
プラスする月掛金	817円	1,634円	2,451円	3,268円	4,085円

※加入年齢は契約の発効日(保障開始日)時点の満年齢となります。

※ここに記載されている以外の保障額・共済期間をご希望の方や、月払い以外の払込方法をご希望の方は、当会までお問い合わせください。

男性		加入年齢(満)	女性	
定期生命プラン			定期生命プラン	
死亡共済金: 1,000万円			死亡共済金: 1,000万円	
共済期間: 10年			共済期間: 10年	
—	—	0～14歳	—	—
1,000	1,000	15歳	800	800
1,000	1,100	16歳	800	800
1,100	1,100	17歳	800	800
1,100	1,100	18歳	800	800
1,100	1,200	19歳	900	900
1,200	1,200	20歳	900	900
1,200	1,200	21歳	900	900
1,200	1,200	22歳	900	900
1,200	1,200	23歳	900	900
1,200	1,200	24歳	900	900
1,200	1,200	25歳	900	900
1,200	1,300	26歳	1,000	1,000
1,300	1,300	27歳	1,000	1,000
1,300	1,300	28歳	1,000	1,000
1,300	1,400	29歳	1,100	1,100
1,400	1,400	30歳	1,100	1,100
1,400	1,400	31歳	1,100	1,100
1,500	1,500	32歳	1,200	1,200
1,600	1,600	33歳	1,200	1,200
1,700	1,700	34歳	1,300	1,300
1,700	1,700	35歳	1,300	1,300
1,800	1,800	36歳	1,400	1,400
2,000	2,000	37歳	1,500	1,500
2,100	2,100	38歳	1,500	1,500
2,200	2,200	39歳	1,600	1,600
2,400	2,400	40歳	1,700	1,700
2,600	2,600	41歳	1,800	1,800
2,800	2,800	42歳	1,900	1,900
3,000	3,000	43歳	2,100	2,100
3,200	3,200	44歳	2,200	2,200
3,500	3,500	45歳	2,300	2,300
3,700	3,700	46歳	2,500	2,500
4,100	4,100	47歳	2,700	2,700
4,500	4,500	48歳	2,900	2,900
4,900	4,900	49歳	3,100	3,100
5,300	5,300	50歳	3,300	3,300
5,900	5,900	51歳	3,500	3,500
6,500	6,500	52歳	3,800	3,800
7,100	7,100	53歳	4,000	4,000
7,900	7,900	54歳	4,300	4,300
8,700	8,700	55歳	4,600	4,600
9,600	9,600	56歳	5,000	5,000
10,500	10,500	57歳	5,300	5,300
11,600	11,600	58歳	5,700	5,700
12,700	12,700	59歳	6,100	6,100
13,800	13,800	60歳	6,500	6,500
—	—	61～70歳	—	—

当会のホームページで保障内容の確認と掛金試算ができます。詳しくはP7へ

保障選び・
お手続きに!

こくみん共済 coop のホームページで
「掛金試算」や「お申込書類の作成」が
簡単にできます。

スマートフォン等
の場合
こちらからアクセス!



パソコンの場合
こちらで検索!

こくみん共済 coop 見積もり 🔍 検索

<https://www.zenrosai.coop/kakekin.html>

まずは ご希望のプランの掛金を試算する

※画像はイメージのため、実際の画面と異なる場合があります。

「せいめい共済・総合医療共済」を
お選びください。

生年月日などのお見積もり条件を
選択してください。

掛金試算ページが表示されます。
契約期間や保障額など保障内容が
設定できます。

つぎに 必要事項を入力する

住所や電話番号などの必要事項をご入力ください。

お支払方法をお選びいただくことで、書類の作成は
完了となります。

最後に お申込書類を送付する

6 作成したお申込書類は、ご自身でプリントアウトできます。
必要事項を記入・押印のうえ、当会にお送りください。

🖨️ **ご自宅にプリンタがない場合は、印字
されたお申込書類を当会から郵送にて
お届けすることもできます。**

ご契約のてびき

- このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特に
ご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。
- ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込み
ください。
- なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。
- このご契約のてびきは、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。
- ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」)までお問
い合わせください。
- ご契約内容となる事業規約・細則は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照いただくか、当会までお問い合わせ
ください。

《契約概要》

《契約概要》は、ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1 契約者について

出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方をいいます。

2 被共済者になることができる方

(1) 契約者との続柄が次の範囲内である方

- ① 契約者ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係にある方および同性パートナー*1
(以下「内縁関係にある方等*2」)を含みます。ただし、契約者
または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶
者がいる場合を除きます。以下同じです)

*1 同性パートナー: 戸籍上の性別が同一であるために、法律
上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程
度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を
将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準
じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

*2 内縁関係にある方等: 生活実態をもとに当会が認めた方
をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合につい
ては、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナー
シップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)を
お願いしています。

- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含み
ます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父
母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)

(2) 新規加入年齢について

契約のプラン・タイプによって異なります。下表をご覧ください。

プラン名	タイプ名	新規加入年齢
終身生命 プラン	基本タイプ	終身払: 満0歳~満70歳 短期払: 満0歳~満65歳 一時払: 満0歳~満70歳
	介護タイプ	
定期生命 プラン		満0歳~満70歳

※ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です(P13注意喚起情報②加入申込書(申込書)および質問表の記入につ
いて)をご覧ください。

3 共済商品について

商品名称と該当する事業規約・細則

商品名		事業規約・細則
せいめい 共済	終身生命プラン	基本タイプ 介護タイプ 終身生命共済
	定期生命プラン	個人長期生命共済

終身生命プラン

「終身生命プラン」は一生継続遺族保障です。
シンプルな遺族保障「基本タイプ」と介護保障を組み合わせた「介
護タイプ」をご用意。
※終身生命プランでは、発効日からの経過期間によっては、払込掛
金累計額が死亡保障額を上回る場合があります。

定期生命プラン

「定期生命プラン」は、定期的に見直しができる遺族保障です。
「終身生命プラン」と組み合わせることで保障をさらに手厚くしたり、満期
金をつけて将来の生活設計にご活用することもできます。

4 共済期間と掛金払込期間について

プラン名	共済期間	掛金払込期間
終身生命 プラン	終身 ※[災害特約、災害死亡特約]については、被共済者の年齢が満80歳と なった日の直後に到来する発効日の年応当日の前日までとなります。	終身払*1: 終身 短期払*2: 基本契約の掛金は、5年から40年までの範囲 で、かつ70歳までに払い込みを終えていただきます。
定期生命 プラン	5年または10年 ※満55歳以上の方が加入あるいは更新される場合は、満80歳までの共 済期間とすることもできます。	共済期間と同じです。

*1 終身払とは掛金を終身にわたって払い込んでいただくものです。

*2 短期払とは掛金の払い込みを一定の期間で満了とするものです。

■ 終身生命プラン 短期払

①掛金払込期間を被共済者の年齢で指定していただく場合(年齢満了契約)

払込満了年齢	満50歳	満55歳	満56歳	～(1歳刻み)～	満64歳	満65歳	満70歳
加入年齢	満10歳～満45歳	満15歳～満50歳	満16歳～満51歳			満24歳～満59歳	満25歳～満60歳

②掛金払込期間を年数で指定していただく場合(期間満了契約)

掛金払込期間	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
加入年齢	満0歳～満65歳	満0歳～満60歳	満0歳～満55歳	満0歳～満50歳	満0歳～満45歳	満0歳～満40歳	満0歳～満35歳	満0歳～満30歳

③災害特約、災害死亡特約の掛金払い込みについて

上記の掛金払込期間中は、基本契約の掛金と同時に払い込んでいただきます。

払込満了から満80歳までの共済期間の掛金は、払込満了時に別途一括して払い込んでいただきます(当会所定の利率で割り引きます)。

⑤ 一部のご職業について(加入制限について)

(1)保障開始日において、次のご職業に従事している方は、被共済者となるできません。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
- ②テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業

(2)被共済者の職業が右表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただきますことがあります。後記の「⑥契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

⑥ 契約できる共済金額の限度について

死亡に関する共済金額の限度

■ せいめい共済 終身生命プラン 加入限度

加入年齢	死亡共済金額(基本契約)	災害特約、災害死亡特約
満0歳～満14歳	500万円	500万円
満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円
満61歳～満70歳	500万円	500万円

なお、共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方は、死亡共済金額(基本契約)と災害特約、災害死亡特約の共済金額の限度は次のようになります。

〈共済金額を制限する職業に従事されている方〉

前記の「⑤一部のご職業について(加入制限について)」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額(基本契約)	災害特約、災害死亡特約
A	満0歳～満70歳	500万円	500万円
	満0歳～満14歳	500万円	500万円
B	満15歳～満60歳	2,000万円	
	満61歳～満70歳	500万円	
C	満0歳～満14歳	500万円	500万円
	満15歳～満60歳	2,000万円	2,000万円
	満61歳～満70歳	500万円	500万円

〈重度障がい状態の方〉

重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額(基本契約)	災害特約、災害死亡特約
満0歳～満70歳	200万円	200万円

※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廃された状態など、当会所定の重度の身体障がいを含みます(以下同じです)。

【ご注意】

①災害特約は終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプを合計して被共済者1人につき2,000万円を限度とします。

災害特約の共済金額は、2,000万円までです。2,000万円を超える部分は、災害死亡特約が付帯されます。

災害特約のみ、または災害死亡特約のみの付帯も可能です。

②CO・OP生命共済《あいあい》、《新あいあい》にご加入の場合は加入限度が通算され、せいめい共済にご加入いただけないことがあります。

③その他、当会の契約にすでにご加入の方については、共済金額を制限させていただくことがあります。

⑦ 共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることができます。

⑧ 掛金額

掛金額は、タイプや共済金の額、年齢等により異なります。

詳しくは、P4(終身生命プラン)、P6(定期生命プラン)の月払掛金表をご覧ください。か当会までお問い合わせください。

※終身生命プランでは、発効日からの経過期間によっては、払込掛金累計額が死亡保障額を上回る場合があります。

⑨ 掛金の払込方法と払込場所について

掛金の払込方法は、月払・半年払・年払・一時払があります。

※口座振替扱をする場合には、当会が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。

※同一の指定口座から2件以上の当会の契約(マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。

※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

⑩ 割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置きます。なお、すえ置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

⑪ 共済金受取人について

(1)共済金受取人は契約者です。

(2)(1)にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。

- ①契約者の配偶者
- ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

- ③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

(4)契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、前記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または前記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。

(5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改等されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

(6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。

(7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

⑫ 定期生命プランの更新について

(1)満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額(掛金一律型の満期金部分を除きます)で更新いたします(更新日は満期日の翌日です)。満期のご案内は差し上げますが、契約を更新される場合、特に手続きの必要はありません(一時払契約を除きます)。ただし、以下の点にご注意ください。

①掛金額は更新日における満年齢のものとなります。

②共済期間は満期となる契約と同じ期間となりますが、満71歳以上で更新を迎えた場合には満80歳の契約満了日までの共済期間で更新することがあります。その他の共済期間での更新を希望される場合はお申し出ください。

(2)(1)にかかわらずつぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。

- ①被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返し受けているとき
- ②被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
- ③被共済者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
- ④契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、当会に対して共済金(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ⑤その他、当会が共済契約の継続を困難と認める事由があるとき

※終身生命プランは共済期間が終身であるため契約の更新はありません。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(P15注意喚起情報「⑨規約および細則の変更について」をご覧ください)。

⑬ 共済金のお支払いについて

⇒P11～12「共済金のお支払いについて」をご覧ください。

共済金のお支払いについて 被共済者が共済期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

以下は共済金のお支払いについての概要です。ご不明の点は当会にお問い合わせください。

<終身生命プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本タイプ 基本契約	死亡共済金 および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		<ul style="list-style-type: none"> 死亡共済金 共済期間中に死亡したとき 重度障害共済金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき
介護タイプ 基本契約	死亡共済金 および 重度障害共済金 および 介護一時金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき ③介護一時金 要介護状態になったとき	死亡・重度障害共済金額、 介護一時金額		<ul style="list-style-type: none"> 死亡共済金 共済期間中に死亡したとき 重度障害共済金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき 介護一時金 発効日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中につきのいずれかに該当する要介護状態になったとき ①公的介護認定(要介護状態区分が「2」以上の場合に限り、)を受けたとき ②寝たきりにより「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、要介護状態となった日から起算して6か月後の応当日において引き続き要介護状態のとき ③認知症により「要介護状態の範囲」に定める要介護状態となり、要介護状態となった日から起算して3か月後の応当日において引き続き要介護状態のとき <p>※「要介護状態の範囲」は、当会が定める基準によります。また、「要介護状態となった日」は、要介護状態であることを医師が診断した日とします。</p>
災害特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または 重度障害共済金に追加して支払います。	同一の不慮の事故等による 災害死亡共済金および 障害共済金は通算して災害 特約共済金額を限度とする	<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき 障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 ×4%～90% (障がいの程度に応じて定める 当会所定の支払割合)		<p>共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に所定の身体障がいの状態になったとき</p> <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の障害共済金は、不慮の事故等が発生した日または身体障がいの状態となった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>
災害死亡特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害死亡特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金 または重度障害共済金に追加して支払います。		<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき 障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

<定期生命プラン>

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本契約	死亡共済金 および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		<ul style="list-style-type: none"> 死亡共済金 共済期間中に死亡したとき 重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき
災害特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または 重度障害共済金に追加して支払います。	同一の不慮の事故等による 災害死亡共済金および 障害共済金は通算して災害 特約共済金額を限度とする	<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき 障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 ×4%～90% (障がいの程度に応じて定める 当会所定の支払割合)		<p>共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に所定の身体障がいの状態になったとき</p> <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の障害共済金は、不慮の事故等が発生した日または身体障がいの状態となった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>
災害死亡特約	災害死亡共済金 および 障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害死亡特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または 重度障害共済金に追加して支払います。		<ul style="list-style-type: none"> 災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき 障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき <p>※不慮の事故等が発生した日以後、災害死亡特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害死亡特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。</p>

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項、不利益になる事項を記載しています。

① クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へお問い合わせください。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

② 加入申込書(申込書)および質問表の記入について

(1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

(2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

① 当会窓口：当会の窓口受付日 ② 金融機関窓口：金融機関の窓口受付日 ③ 郵送：消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

(4) 健康診断書の提出が必要な場合

次の場合には、「質問表」へのご回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。

ア) 満66歳以上の方

イ) 満61歳以上満66歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満15歳以上満61歳未満の方で死亡共済金および重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき

ウ) 過去2年以内に当会の事業規約「終身生命共済」・「個人長期生命共済」にもとづく商品プラン・タイプに加入されたことがある場合には、その死亡共済金および重度障害共済金額を上記の金額に含めて健康診断書の提出をお願いします。

〔ご提出いただく健康診断書の種類〕

次のいずれかのコピーを提出してください。

ア) 勤務先の定期健康診断書 イ) 基本・特定健康診断結果表 ウ) 人間ドック成績表

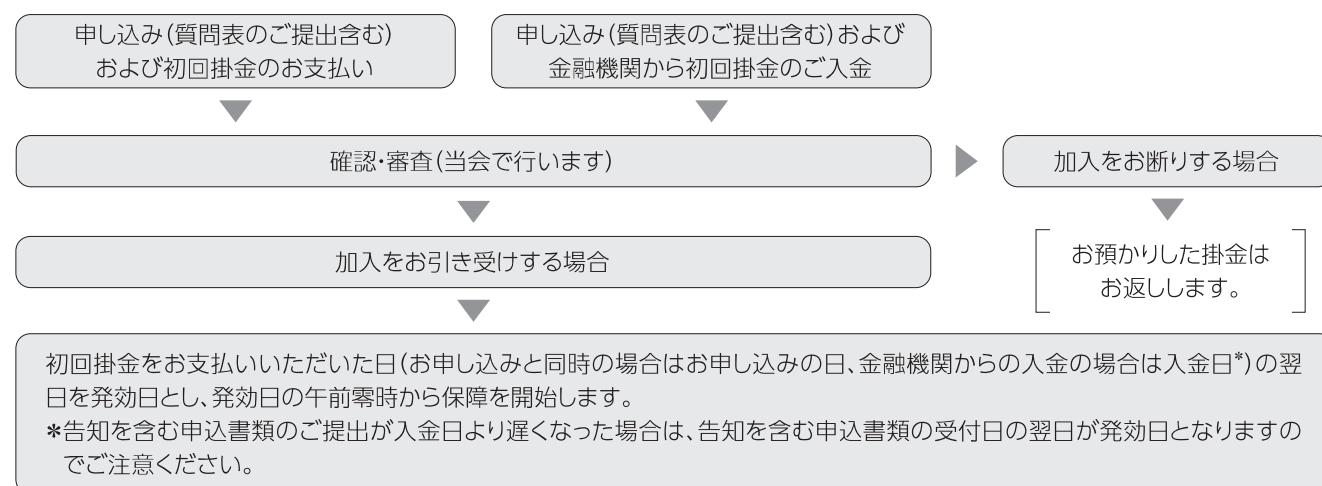
※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。

※これらの健康診断書等は告知日(申込日)から1年以内に受診されたものが必要です。お手元がない場合は、当会にお問い合わせください。

③ 契約の成立と効力の発生について

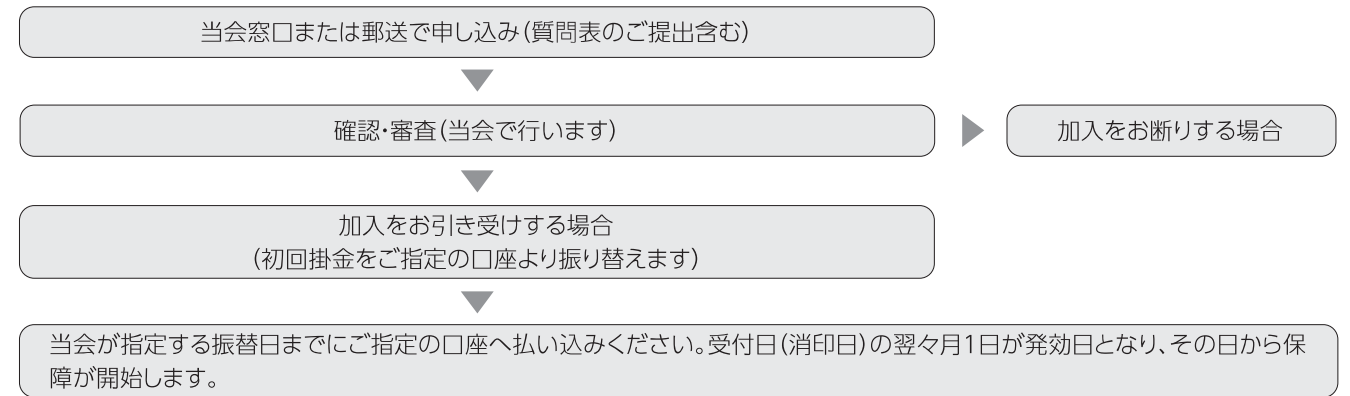
当会が加入の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。お申し込みから保障の開始(契約の効力の発生)までは次のとおりです。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

(1) 初回掛金を申し込みと同時に当会へお支払いいただく場合、あるいは金融機関から入金いただく場合



※初回掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは最寄りの金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくこととなります。

(2) 初回掛金を金融機関等の口座振替でお支払いいただく場合等



※ご指定の口座から初回掛金の振替ができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までに指定の口座へ払い込みください。

④ 掛金の払込猶予期間と契約の失効について

(1) 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。この場合、その旨を契約者に通知いたします。

① 発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時

② 発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効日当日の午前零時

(2) 失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額)から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

⑤ 解約と解約返戻金について

(1) 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。

(2) 契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。

(3) 終身生命プランは、できる限り安い掛金で保障を実現するために、掛金払込期間中の解約返戻金を低く設定した商品です。

⑥ 共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくは当会までお問い合わせください。

⑦ 契約内容に関する届け出について(住所等の変更)

契約者(5)は被共済者または相続人は次の場合、当会へご連絡ください。所属する団体を通じてご加入の場合は、所属団体を通じて当会へご連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

(1) 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む)

(2) 契約者の住所を変更したとき

(3) 続柄が変更となったとき

(4) 海外に長期滞在することになったとき

(5) 契約者が死亡されたとき

8 共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

(1) すべての共済金	①被共済者の犯罪行為 ②被共済者・契約者・共済金受取人の故意 ③契約が解除された場合 ④契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など
(2) 死亡・重度障がいの原因とする共済金	①発効日(または更新日。以下同じ)から1年以内の自殺・自殺行為 ②発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など
(3) 不慮の事故を原因とする共済金	①被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 ②被共済者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 ③無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 ④原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの など
(4) 介護に関する共済金	①発効日から1年以内の自殺行為 ②被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 ③被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 ④無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 など

※後記については、共済金は重複して支払いません。

- ①重度障害共済金と死亡共済金
- ②障害共済金(重度障害のみ)と災害死亡共済金
- ③介護一時金と死亡共済金・重度障害共済金

9 規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

10 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、お返ししていただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

11 契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2)被共済者が発効日または更新日にP8契約概要「**2**被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
- (3)契約のお申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
- (4)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (5)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- (6)契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

12 債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または被共済者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、当会の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは当会までお問い合わせください。

13 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- (4)他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときはお返ししていただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※上記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

14 被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは当会までお問い合わせください。

15 契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1)被共済者が死亡したとき
- (2)被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合に限り)
- (3)被共済者が所定の要介護状態になったとき(終身生命プラン介護タイプの場合。介護一時金が支払われた場合に限り)

16 掛金の生命保険料控除について

終身生命共済・個人長期生命共済の掛金は一部分を除き生命保険料控除の対象となります。

17 お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

●所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

●医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

●再共済(再保険)について

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

●保有個人データ(共済契約等)の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ (<https://www.zenrosai.coop>) をご参照ください。

■ 納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

■ 団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

■ 信用リスクに関する事項

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

■ 組合員について

1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

■ 苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

【電話】 03-5368-5757 【受付時間】 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。